

(別表3)

環境に配慮した商店街の取組項目

区分	No	取組項目	商店街組合員等に対する取組例
1 省資源対策	1	環境に配慮した商品・サービスの開発・販売等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県認定リサイクル製品など環境保全型商品等の開発や販売促進を呼びかけている。
2 廃棄物の減量化・再利用・リサイクルの促進	2	容器包装の簡易化や資源ごみの店頭回収、マイバッグ等の持参等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の簡素化、詰替商品の販売、量り売り、バラ売りなどを積極的に呼びかけている。 ・紙バック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収・リサイクルを呼びかけている。 ・レジ袋の有料化、マイバッグ運動等を呼びかけている。
	3	事業所から発生する廃棄物の減量化・分別・リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等の分別の徹底や使い捨て製品（紙コップ、紙皿等）の使用自粛や消耗品・備品の過度な交換の抑制を呼びかけている。 ・食べ残しがないよう年齢や要望に応じたメニュー（小盛りなど）の提供、食べ残しや食品残さの堆肥化などリサイクルを呼びかけている。
3 その他環境配慮への取組	4	地域の環境美化活動や緑化活動等その他環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街として、地域の環境美化活動を行っているまたは地域団体の活動に参画している。 ・商店街内の緑化活動を行っている。 ・その他環境保全につながる活動を実施しているなど